平成２６年（フ）第４４０号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目８番26号アネスト尼崎702、前住所大阪府豊中市上津島１丁目12番１―216号
債務者　辰巳　美樹
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５２４号
広島県東広島市黒瀬町大多田370番地62
債務者　和久利絹代
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５７号
広島市安佐南区山本４丁目20番30―307号
債務者　佐々木恒雄
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６７号
広島市中区舟入幸町20番17―303号
債務者　山口　美昭
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９３号
福岡県久留米市本町233番地２　ガーネットハイツ301号
債務者　本名　早乃
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４３号
福岡県八女市上陽町上横山432番地１、旧住所福岡県八女市岩崎450番地
債務者　木下　勝弘
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第４１５６号
大阪市都島区都島北通２丁目１番17号　ラ・フォーレ都島北通803号
債務者　西　登志朗
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３３１号
大阪府大東市諸福６丁目１番７号　第一福徳荘、前住所大阪府大東市氷野３丁目12番31号
債務者　橋本　和美
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３４３号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目８番３号
債務者　蒲池　正士
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４号
栃木県栃木市都賀町木1973番地２
債務者　大栗　恵美（旧姓皆川）
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第７８１号
東京都狛江市駒井町３丁目12番22号グリーンハイツ駒井102
債務者　花木　　健
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６７号
栃木県下野市国分寺1942番地２、従前の住所埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地３―３―201
債務者　沖杉　和幸
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１２３１号
横浜市青葉区あかね台１丁目21番地33
債務者　田邉　孔章
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６４１号
神奈川県藤沢市石川６丁目４番地の11　コートスリーM203
債務者　渡辺　　豊
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６５８号
横浜市中区本牧満坂13番地23　レオネクスト満坂Ⅱ202号室
債務者　蒲地　貴久
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６５９号
横浜市瀬谷区中屋敷２丁目29番地４
債務者　三島　理子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部